平成 28 年度公共事業等事前評価調書（簡易型）

（土石流被害の防止による評価）　　（区分）　国補

事業名	復旧治山(火山)	事業箇所	甲斐市　上芦沢	地区名	亀沢支流(かめさわしりゅう)	事業主体	山梨県

(1)事業概要

①課題・背景

本計画箇所は、甲斐市上芦沢地区に流入する一級河川亀沢川の上流に位置している。近年の集中豪雨による渓岸浸食や山腹崩壊の拡大により、渓流の荒廃が顕著となり、下流への土砂流出の恐れが高まったため、土砂流出対策を早急に実施し、保全対象の保護を図る必要がある。

②整備目標・効果

□主要目標

○土石流災害の防止
保全対象　人家12戸　林道800m
土砂整備率　（現況）9%＜70%　※
災害実績　有（H27年9月9日台風18号）※
重要公共施設　有（避難場所　平見城公民館）※

（※　評価基準値）

□副次目標

－

□副次効果

○飲雑用水の安定供給（上芦沢地区の簡易水道施設）

(2)整備内容と整備量

①整備内容	谷止工1基　嵩上工4基　山腹工A=0.05ha
②整備期間	平成29年度～平成31年度
③総事業費	120百万円（国費　60百万円（5.5/10）　県費　60百万円（4.5/10））
④全体計画	平成29年度　嵩上工1基、谷止工1基　40百万円 平成30年度　嵩上工1基、山腹工A=0.05ha　40百万円 平成31年度　嵩上工2基　40百万円
⑤既整備内容・期間・事業費	昭和38年度　床固工　1基　4百万円 昭和39年度　谷止工　2基　山腹工　3百万円 昭和63年度　谷止工　1基　16百万円 平成元年度　谷止工　1基　11百万円 平成2年度　谷止工　1基　24百万円 平成3年度　谷止工　1基　26百万円 平成16年度　谷止工　1基　34百万円 平成18年度　谷止工　1基　29百万円

(3)事業の妥当性評価

	妥当	妥当でない
①公共関与の妥当性（行政が行うべき事業か）	○	
・森林法第41条第1項に規定された「保安施設事業」に該当		
②事業執行主体の妥当性（県が行うべきか）	○	
・森林法第41条第3項の規定により都道府県知事が整備		
③経済妥当性	○	
費用便益費　便益(B)／費用(C)＝ 3.18 ＞1.0		
・便益(B)＝ 353 百万円　・費用(C)＝ 111 百万円		
④事業実施・規模の妥当性	○	
・流域内は山腹崩壊が発生し、不安定土砂が堆積しており、下流へ流出する恐れがある。なお、砂防ダムの計画はない		
⑤整備手法の有効性	○	
・保安林機能の回復を図る目的から治山事業による整備が有効		
⑥環境負荷への配慮	○	
・切土法面は緑化し、裸地を残さない ・使用機械は排ガス対策型とし、環境負荷を軽減する。		
⑦事業計画の熟度	○	
・地元甲斐市より強い要望有り		

＜妥当性評価＞

・7項目すべて妥当であることから、妥当と判断

(4)事業間優先度評価

・貢献度ランク：a　副次効果ランク：2　優先度評価：I

(5)総合評価	○	
・(3)及び(4)の結果から「優先的」に実施		

【事業位置図等】

省　略